

平成24年8月10日
東北電力株式会社

原子力施設外に搬出された検査機器等の保管状況の報告について

当社は、平成24年7月27日、原子力安全・保安院より、「原子力施設外に搬出された検査機器等の保管状況について（指示）」を受領しました。

本件は、他社の原子力発電所において検査に用いられ、放射性物質によって汚染された検査機器等を収納し、原子力発電所外に搬出されたL型輸送物^{※1}が、搬出先の周辺監視区域^{※2}外において長期間保管されていたことを受けて、同院より、同様の事案の有無について調査し、報告するよう指示を受けたものです。

当社は、本指示に基づき、女川原子力発電所および東通原子力発電所から過去に搬出したL型輸送物（原子力発電所へ搬出されたものは除く）について、当社に保存されている記録に基づき、搬出先を確認するとともに、搬出先に対して文書により保管状況を確認しました。

その結果、L型輸送物が周辺監視区域外において保管されている事案はないことを確認し、本日、同院へ報告しました。

以 上

※1 L型輸送物とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という。）の関係省令で定められる輸送物であり、その収納物は「危険性が極めて少ない核燃料物質等として主務大臣の定めるもの」と定義されている。

※2 周辺監視区域は、原子炉等規制法の関係省令で定められる区域であり、立ち入る者の制限等の措置がなされている。